

令和4年11月18日

有限会社岡本設備工業
代表取締役 岡本 滝己 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 久間 和生

不正又は不誠実な行為に対する建設及び測量・建設コンサルタント等契約に係る指名停止等に関する措置細則第4条第1項の規定に基づく競争参加制限について

このことについて、以下のとおり当機構の契約に係る競争に一定期間参加することを制限したので通知する。

1. 経過等

競争参加者等資格審査規則第33条の規定により、全省庁統一資格等の資格保有者を当機構の有資格者とみなしている。

果茶研（つくば）人工気象室ガラス温室 No.4 空調設備改修工事については、令和4年9月14日入札公告、令和4年10月25日に開札を行い、(有)岡本設備工業が最低価格の入札者で調査基準価格を下回った入札であったため、落札候補者となり、低入札価格調査に係る調査資料の提出を依頼していたところ、積算間違いがあり、入札金額の範疇では当該工事を履行することができないとのことで、辞退届けの提出があった。

2. 資格制限期間：1.0ヶ月（通知日より）

3. 措置理由

落札候補者となったにもかかわらず、積算の間違いから落札候補者を辞退したことは「不誠実な行為にあたる」と認められる。このことは、建設及び測量・建設コンサルタント等契約に係る指名停止等に関する措置細則別表第1第23号の措置要件に該当するため、実質的な指名停止と同様の措置を行うものである。